

登別市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金（全国型）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、登別市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的に登別市U I J ターン新規就業支援事業における移住支援金（全国型）（以下「支援金」という。）を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- （2）条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。
- （3）胆振地方 室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町及びむかわ町をいう。
- （4）大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。以下同じ。）をいう。
- （5）移住 他の地域から登別市へ住民票を異動し、生活の本拠として移り住むことをいう。
- （6）在住 生活の本拠地として住民票を有し、その土地に住んでいることをいう。
- （7）正規雇用者 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している者をいう。

（支援対象者）

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、第1号及び第2号の要件を満たし、かつ、第3号、第4号又は第5号のいずれかの要件に該当し、2人以上世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす者とする。

- （1）移住元に関する要件として、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 住民票を異動する直前の10年間のうち、通算5年以上、胆振地方以外の地域に在住し、企業等に雇用保険の被保険者として就業し、かつ、住民票を異動する直前に、連続して1年以上、胆振地方以外の地域に在住し、企業等に雇用保険の被保険者として就業していたこと（就業の期間については、住民票を異動する3月前までを当該1年の起算点とする。）。ただし、胆振地方以外の地域に在住している者であって、大学等へ通学し、かつ、企業等へ雇用保険の被保険者として就職したものについては、通学期間も対象期間とすることができる。

イ 住民票を異動する直前に、胆振地方以外の地域に在住し、大学等へ通学していた

ものが、修学を終了したこと。

(2) 移住先等に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 支援金の申請の日（以下「申請日」という。）の属する年度の前年度の1月1日以降に、登別市に住民票を異動したこと。

イ 登別市に、申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ 登別市に住民票を異動した時点において、年齢が40歳未満であること。

エ 登別市UIJターン新規就業支援事業における移住支援金（東京圏型）交付要綱（令和元年告示第158号）の要件に該当していないこと。

オ 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

カ 日本人又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

キ 市税を滞納していないこと。

ク その他市長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(3) 就業に関する要件として、登別市内に事業所を有する企業等に正規雇用者として就業していること。

(4) 登別市内で起業していること。

(5) テレワークに関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であつて、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 他の交付金を活用した事業により、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(6) 世帯に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が支援金の申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請日の属する年度の前年度の1月1日以降に登別市に住民票を異動したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金は予算の範囲内において交付するものとし、支援金の額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 単身世帯の場合 30万円

(2) 2人以上の世帯の場合 50万円

2 前項第2号の世帯のうち、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき50万円を加算する。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、登別市U I Jターン新規就業支援事業における移住支援金（全国型）交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 登別市U I Jターン新規就業支援事業における移住支援金（全国型）に関する誓約書兼同意書（別記様式第2号）

(2) 第3条第1号アの要件に該当する場合は胆振地方の地域以外の企業等に雇用保険の被保険者として就業していたことを証する書類

(3) 第3条第1号イの要件に該当する場合は大学等の卒業証明書等の写し

(4) 第3条第3号に掲げる事項に該当する場合は就業証明書（移住支援金（全国型）の申請用）（別記様式第3号）

(5) 第3条第4号に掲げる事項に該当する場合は起業を証する書類の写し

(6) 第3条第5号に掲げる事項に該当する場合は就業証明書（移住支援金（全国型・テレワーク）の申請用）（別記様式第4号）

(7) 本人確認書類の写し

(8) 申請者の世帯全員分の移住元の住民票（除票）謄本又は戸籍の附票の写し

(9) 申請者の世帯全員分の移住後の住民票謄本の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、適当と認めるときは、登別市U I Jターン新規就業支援事業における移住支援金（全国型）交付決定及び額の確定通知書（別記様式第5号）により、適当でないとき認めるときは、登別市U I Jターン新規就業支援事業における移住支援金（全国型）不交付決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により支援金の交付決定及び額の確定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、登別市U I Jターン新規就業支援事業における移住支援金（全国型）交付請求書（別記様式第7号）により市長に支援金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求が適当と認める場合は、速やかに支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 支援金の交付の条件に違反したとき。

- (2) 偽りその他不正な手段により、支援金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 申請日から5年以内に登別市から転出したとき。
- (4) 第3条第3号において、申請日から1年以内に職を辞したとき。
- (5) 第3条第4号において、申請日から1年以内に廃業したとき。
- (6) その他、市長が支援金を交付することが適当でないと認めるとき。

(返還請求)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、支援金が既に交付されているときは、次の表の左欄に掲げる要件に応じ、同表右欄に掲げる額の返還を求めるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

虚偽の申請等をしたとき。	支援金の全額
申請日から3年未満に登別市から転出したとき。	
第3条第3号において、申請日から1年以内に職を辞したとき。	
第3条第4号において、申請日から1年以内に廃業したとき。	
申請日から3年以上5年以内に登別市から転出したとき。	支援金の半額

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。